

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和6年6月10日	
長野県知事 殿	
提出者	
住 所 長野県長野市県町524番地	
氏 名 北野建設株式会社	
代表取締役社長 北野 貴裕	
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）	
電話番号 026-233-5111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	北野建設株式会社
事業場の所在地	長野県長野市県町524番地
計画期間	令和6年4月1日～令和7年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	建設業 総合工事業
②事業の規模	令和5年度 完成工事高 54,809 百万円
③従業員数	322 名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別添 1 処理工程図のとおり

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項			
(管理体制図) 別添 2 管理体制図のとおり			
産業廃棄物の排出の抑制に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(これまでに実施した取組) 1. 工事現場では、材料・製品の納入において包装・梱包の簡素化および再使用を協力業者に依頼・指導しています。 2. 設計部では、環境配慮設計項目一覧表に基づき、リサイクルの促進と温暖化防止・省エネルギー・廃棄物削減等を考慮した技術・材料・工法を取り入れた設計を行っています。		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	—
	排 出 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 工事現場・設計部とも、今まで実施している取り組みをさらに推進していきます。		
産業廃棄物の分別に関する事項			
①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 工事現場では廃棄物の種類毎に容器を設け、または保管場所を区別し、また解体工事においては、仕上げ部分は手ばらしを行い、混合廃棄物の発生を抑制しています。 2. 各工事現場では、毎月の廃棄物の発生量・分別率・リサイクル率を集計・算出し、監視しています。		
	②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 1. 上記の取り組みの結果、現在の分別率は99%以上になっておりますが、今後、混合廃棄物の排出量ゼロを目指して更に現在の取り組みを進めていきます。	

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら再生利用を行う 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
	自ら中間処理により減量した 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	— t	— t
	自ら中間処理により減量する 産 業 廃 棄 物 の 量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			

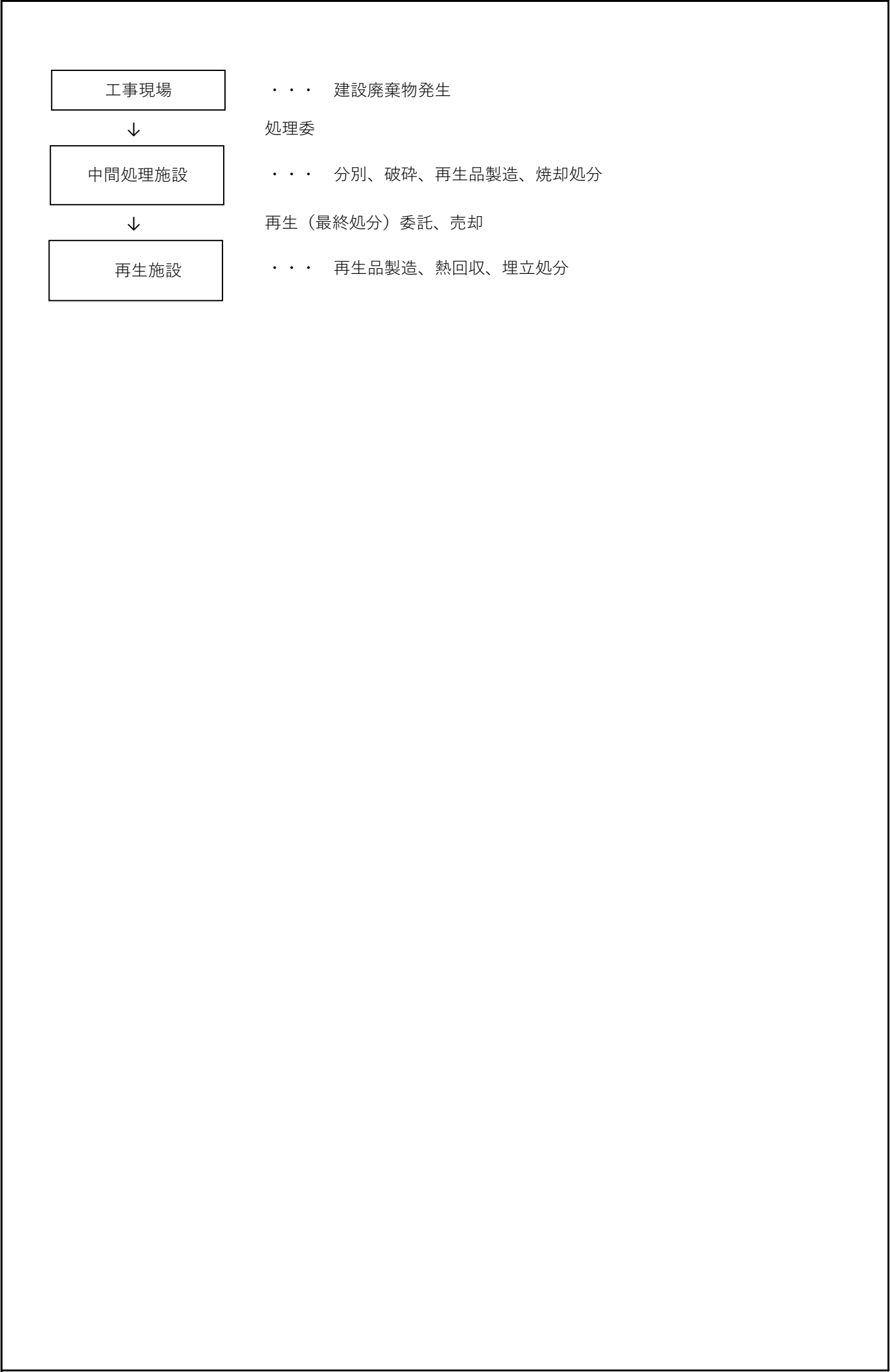
自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	— t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	— t	t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和5年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
	弊社は、現場から排出する建設廃棄物及びオフィスごみの排出抑制、分別、管理とリサイクルの推進に向けてISO 14001による目標設定と管理及び、長野県との産業廃棄物3R実践協定締結による取組を行っています。各現場における建設廃棄物処理委託については、会社にて基本契約を締結した処分会社への処理委託を基本とし、その他の処分会社へ処理委託をする場合には、事前に調査を実施した処分会社と処理委託契約を締結しています。		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	別紙集計表のとおり	
	全 処 理 委 託 量	t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 1. 現在までの取り組みを更に推進し、建設廃棄物の適正処理の確保に努めます。 2. 工事現場においては一層の建設廃棄物の排出抑制と、廃棄物処理会社との協力によりリサイクル率の向上を図ります。 3. 管理部門においては引き続き処理状況の監視と社員教育により、適正処理を確保します。		
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別添 1 処理工程図



別添 2 管理体制図

・ISO 14001 組織系統

・作業所の環境管理組織表

産業廃棄物責任者	作業所	・・・	工事責任者
	各部門	・・・	部門長

令和6 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

単位:t

実績:前年度産業廃棄物排出量

計画:当年度産業廃棄物排出量の目標値

産業廃棄物の種類		総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		処理の委託									
						自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量				全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
		自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量		中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）				中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量			
		①		②＋⑧		⑤		⑦		③＋⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭	
		実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画
法律	1 燃え殻																				
	2 汚泥	272.41	245.17	—	—	—	—	—	—	—	—	272.41	245.17	13.50	12.15	269.91	242.92	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 廃油	10.00	9.00	—	—	—	—	—	—	—	—	10.00	9.00	0.00	0.00	10.00	9.00	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 廃酸																				
	5 廃アルカリ																				
	6 廃プラスチック類	808.45	727.61	—	—	—	—	—	—	—	—	808.45	727.61	453.98	408.58	755.57	680.01	0.00	0.00	0.00	0.00
政令	1 紙くず	1,099.18	989.26	—	—	—	—	—	—	—	—	1,099.18	989.26	801.65	721.49	1,090.53	981.48	0.00	0.00	0.00	0.00
	2 木くず	1,886.24	1,697.62	—	—	—	—	—	—	—	—	1,886.24	1,697.62	810.70	729.63	1,866.81	1,680.13	0.00	0.00	0.00	0.00
	3 繊維くず	111.05	99.95	—	—	—	—	—	—	—	—	111.05	99.95	23.52	21.17	111.05	99.95	0.00	0.00	0.00	0.00
	4 動植物性残さ																				
	5 ゴムくず																				
	6 金属くず	1,229.92	1,106.93	—	—	—	—	—	—	—	—	1,229.92	1,106.93	1,059.14	953.23	1,225.42	1,102.88	0.00	0.00	0.00	0.00
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	1,508.27	1,357.44	—	—	—	—	—	—	—	—	1,508.27	1,357.44	958.50	862.65	1,446.37	1,301.73	0.00	0.00	0.00	0.00
	8 鉱さい																				
	9 がれき類	8,531.72	7,678.55	—	—	—	—	—	—	—	—	8,531.72	7,678.55	1,066.51	959.86	8,187.84	7,369.06	0.00	0.00	0.00	0.00
	10 家畜ふん尿																				
	11 家畜の死体																				
	12 動物系固形不要物																				
	13 ばいじん																				
	14 処分するために処理したもの																				
建設混合廃棄物		500.79	450.71	—	—	—	—	—	—	—	—	500.79	450.71	486.26	437.63	500.79	450.71	0.00	0.00	0.00	0.00
石綿含有産業廃棄物		83.82	75.44	—	—	—	—	—	—	—	—	83.82	75.44	57.45	51.71	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00
その他産業廃棄物		78.03	70.23	—	—	—	—	—	—	—	—	78.03	70.23	36.00	32.40	42.03	37.83	0.00	0.00	0.00	0.00
合 計		16,119.88	14,507.91	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	16,119.88	14,507.91	5,767.21	5,190.50	15,506.32	13,955.70	0.00	0.00	0.00	0.00

※ 総排出量＝自ら再生利用を行った（行う）量＋自ら中間処理により減量した（する）量＋自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量＋全処理委託量